

【取扱い厳重注意】

平成 23 年 8 月 2 日

聴 取 結 果 書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局 員 久保善哉

平成 23 年 8 月 1 日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

- 1 被聴取者
原子力安全委員会事務局総務課長 水間英城
(元原子力安全委員会事務局審査指針課長)
- 2 聴取日時
平成 23 年 8 月 1 日 12 時 57 分から同日 14 時 56 分まで
- 3 聴取場所
事務局第 1 聴聞室
- 4 聴取者
堀井秀之、城山英明、久保善哉
- 5 IC レコーダーによる録音の有無
あり

第2 聴取内容

原子力安全委員会耐震指針分科会及び WG における議論等
別紙のとおり。

第3 特記事項

水間氏より以下 8 種の資料提供あり。

- ①水間課長等の履歴書
- ②原子力安全委員会におけるこれまでの津波に対する検討の経緯等の概要(H23.7.12 原安委事務局)
- ③H18.9.19 の耐震設計審査指針改正の際の議論、特に津波(地震随件事象)に対する安全性評価について(耐震指針検討分科会での検討の概要)(H23.8.1 水間)
- ④原子力安全基準・指針専門部会耐震指針検討分科会名簿及び各委員履歴書
- ⑤原安委事務局審査指針課の構成図

【取扱い厳重注意】

- ⑥耐震指針検討分科会において検討すべき項目の分類・整理（当時の分科会資料）
- ⑦平成 18 年版原子力安全白書（抄）
- ⑧原子力発電所の耐震設計審査指針改訂の諸問題（石橋克彦、科学 vol.77, No.8, Aug, 2007）

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 水間氏の経歴等

Q：水間氏の経歴如何。

A：大学院では鉱山保安学を研究した。鉱山現場の安全確保に関する学問で、北大大学院で、炭鉱について、事前にガス抜きをして安全性を高めたりという研究を行った。

原子力安全委員会事務局に来たのは平成 15 年で、耐震設計審査指針の改訂作業は平成 18 年から始まっていたので、途中から参加したことになる。

Q：耐震設計審査指針の改訂に当たり、耐震指針検討分科会の検討項目に津波が入っていたはずだが、その経緯について、前任からどんな引継があったか。

A：耐震指針は 5 年間かかって改訂を行ったが、自分は最後の 3 年を担当した。津波については地震・地震動 WG の、主に第 6 回の WG 会合において議論されたが、このときはまだ自分は着任していなかった。地震・地震動 WG では、地震評価の方法の検討のほか、津波については土木学会でまとめた評価方法があったので紹介したりということがなされていた。続く第 7 回の会合で、宿題対応として安全審査において行われている津波評価の例などが紹介されていたのも承知している。

当時の担当官であった入佐補佐、彼は経産省からの出向だったが、1 か月任期が重なっており、彼から当時の話を聞いた。

WG には安全審査を担当されている人もいたし、そうでない人も入っていた。

当時の議論は、地震随伴事象として津波も耐震設計審査指針の対象にしよう、地震随伴事象としては津波と斜面の安定性を入れようというものであった。平成 15 年 8 月まで、WG において知見の整理をしてもらい、指針にどう書くかについては、分科会に委ねようということになった。そのあたりから自分が担当するようになった。

2. 耐震指針検討分科会での議論等

Q：WG にも親分科会にも、津波の専門家は参画していないのではないか。

A：津波のみの専門家はいないが、大竹、衣笠、小島及び佃委員が地面の揺れや地震から津波が起こることに関する知見を有していた。また、石橋委員は防災の専門家であり、浜岡などについて警鐘を鳴らしていた人。当時石橋先生の話はよく聞きに行っており、引き波時に取水できるかなどについて注意喚起されていた。

Q：第 1 回の耐震指針検討分科会で土木学会での津波研究を紹介しているが、それ以上の事務局側からのコメントはなかった。この土木学会の研究は、電力事業者が出資する電力共通研究としてとりまとめられたものであり、規制側が研究成果を活用するに当たっては、慎重な検討が必要なものであったと考えられる。そういう意味でのチェックを国側が行っていないとおかしいのだが、議事録からは読み取れず、あるから使えばよいといった扱いになっていたように受け取れる。実態はどうであったのか。

A：津波とそれ以外で扱いが違っていた。耐震部分については、学協会基準・民間基準があ

【取扱い厳重注意】

ろうとなかろうと成立するものとして細かく議論があった。JEAG を作るときには、原安委のつくる耐震指針がしっかり固まっていないと作れないだろうということになっていた…

Q：耐震は良いと。津波はどうかの。

A：津波については、土木学会の高さ評価方法はかなり進んだやり方であると前任から聞いていた。津波の記述は、あまり詳しいものではないが、その場その場で常に最新の知見を採り入れて評価していくことで目的は達成できるだろうと考えていた。

Q：前任者からは、土木学会の津波評価技術で算定される波高は、どのような性格の数値であると聞いていたのか。

A：既往最大の津波を調べ、地形などでどこまで変化しうるかをモデルでシミュレーションするものと聞いていた。

Q：計算値を超える津波は来ないという理解だったか。

A：超えるかは実際の審査に入ってみないとわからないものと考えていた。審査は、どうい
う方法で評価したかを含めて行う。審査ごとに、最新の知見を入れているかを見ていけばよいと考えていた。

それよりも、当時は随件事象に何を入れるかで悩んでいた。津波と斜面崩壊は入れるが、それ以上の現象を入れるのであれば、自然災害関係のまとまった指針にする必要があるだろうと考えていた。

Q：地震・地震動 WG の第 6 回、第 7 回で津波の議論がなされており、津波の意味するところについて、土木学会の評価方法や炉の安全性への影響ということで理解され、重要性について議論されていた。最終的に、阿部委員から、津波は極めて重要な問題と捉えるならば原安委で指針を作ればよいし、そこまでではないのであれば、従前どおり個別の行政庁審査で取り扱えばよく、どちらにするかを WG の場で議論すべきとの問題提起がなされたが、入倉グループリーダーより、今回はそれを議論する場ではないとして引き取られ、以降、このことについての議論はなかった。

A：当該 WG は、知見の整理を行う場であると考えていたのであろう。

Q：津波の指針上の扱いについて、問題提起に終わり、本来議論すべきことが議論されなかったこと、また、分科会に津波の研究者が参画していなかったことは、非常に残念なことであったと考える。分科会の委員は、誰がどのように決めたのか。

A：着任したときにはすでに動いていた分科会なので、わからない。石橋委員と平野委員は途中からの参画であった。当時の事務局と委員で選んだのだと思う。

Q：WG では津波は重要と認識されるに足る情報が出たと思うが、その情報は親分科会にどう上げられたのか。何度かに分けて報告されているが、H15.8.20 の報告の後は、津波に関する議論は報告されていない。

【取扱い厳重注意】

H15.8.20の報告では、WGでの阿部委員の「津波は極めて重要な問題と捉えるならば原安委で指針を作ればよいし、そこまでではないのであれば、従前どおり個別の行政庁審査で取り扱えばよい」といった発言がそのまま報告されており、WGでの情報がきちんと伝わる形で報告されていたとは言い難い。そして、分科会ではその後津波に関する議論は行われず、とりまとめの段階になってようやく若干の議論があったに過ぎない。原子力安全委員会では、津波について適切に議論が行われていないと考えるがどうか。

A：津波については議論対象の23項目のうちの一つとして取り上げており、考えなくてもよいものとは思っていなかった。審議では、常に指針にどう書かが念頭にあり、平成15年12月26日の会合で、今後の取扱いは親分科会で審議しようということになり、その後しばらく間が空いて、第34回の分科会でとりまとめに入ろう、テキスト(指針案)を出せということになった。事務局から「過去において発生した津波及び将来発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても……」という案を提示した。事務局としては、地震随件事象に津波を含めることを明確に示そうとしたということである。

Q：第34回に至る前に、第29回において、水間課長は、地震随件事象について安全設計審査指針でカバーされていると言えなくもないが、あえてこの耐震設計審査指針に入れるのが良いか相談したいと発言されている。なぜそのような発言をされたのか。

A：津波について忘れてはいないだろうねという念押しをしたもの。

Q：事務局では、なぜ津波を耐震設計審査指針に入れるべきと考えたのか。

A：安全設計審査指針では、津波を最も過酷な自然現象の例として挙げているだけで、津波評価を必ずやれというようには読めない。津波についてはきちんとした評価をしてもらう必要があり、耐震バックチェック時にもしっかりと評価してもらうために、耐震指針において頭出しが必要だと考えた。

当時の事務局は、原子力安全委員会の審議では、事務局であまりお膳立てをせず、なるべく委員から意見をたくさん出してもらいたいと考えていたため、委員から意見を言ってもらいたくて念押しをした。

Q：事務局としては、当時早く耐震設計審査指針の改訂の議論をまとめたかったのか。

A：はい。また、早くまとめろという圧力も大臣の方からかかっていた。志賀原発の件で裁判で敗訴しており、行政の不作為が問題になっていた。また、阪神淡路大震災が平成7年にあり、その後すぐに耐震指針を直していればよかったのに、旧指針から四半世紀も改訂せずに放置されていたため、早く直さねばと思っていた。

前任は3年でまとめると言いつつ、自分が着任した時点ですでに2年半経っており、しかも風呂敷を拵げたままという状態になっていた。WGはとりまとめようという体制になっていなかった。

Q：事務局の体制如何。

A：資料中◎を付した者が主担当で、安全調査官が3人、技術参与が2人。安全調査官は文

【取扱い厳重注意】

科省施設部の人、入佐一島村という経産省の人ともう一人は [] という構成、技術参与は [] から来てもらって今は保安院にいる名倉と、 [] から来てもらった松田という者。松田には審査はさせていないが、指針作りでは能力を発揮してもらっていた。○印の技術参与は重鎮クラスという感じで、適宜意見を言ってもらった。このように4~5人の体制で指針作りを進めたが、マンパワーは [] また、建築や土木を専門とする人に入ってもらっていたが、自分自身はウワモノは得意ではなかった。

Q: 審議は長期間にわたって続けられたが、コントロールできていなかったのか。

A: コントロールする気は全くなかった。委員からあと何回でまとめるのかといった質問もあったが、事務局ではスケジュールは決めていないと答えたりしていた。議論はしばしば堂々巡りになったりもしたが、あくまで委員に議論してもらおうと考えていた。また、主査の青山先生は仕切らない人だった。大竹先生は仕切り屋だったが、あくまで主査代理であった。

初めの2年間は、まとめることを意識していない議事進行であったと思う。しかし自分が課長に着任してからは、中越 [] 地震などもあって早く議論をとりまとめ、耐震指針の改訂を行いたかった。津波については、古い発電所ではしっかり審査されておらず、一度しっかり見直すべきであった。そのため、必ず津波評価をしるとは読めない安全設計審査指針の規定ぶりから、改訂耐震設計審査指針での明示的な規定ぶりに改めた。ただし、水密設計にすべきことや標高を何メートルにするかといったことは詳細設計マターと考えたが、耐震設計審査指針で頭出ししておけば、詳細設計審査時点でも見てくれると考えた。

Q: 「仕切らない」のはこの分科会に特有の現象か。

A: 地震は原子力工学以外の理学分野の人の意見も聞く必要のある課題で、理学系の委員からは、新たな地震が起こるたびに未知の現象が増えるといった意見が出ていた。また、工学系委員についても、決定論ではあるところから先を切り捨ててしまうことに対し、確率論を導入すべきかといった議論を言い出ししたりしていた。このような事情のもと、仕切らないのはこの分科会に特有の現象であったと考える。

Q: 規制の問題を取り扱う以上は、誰かがきちんと仕切らないといけない。主査は誰がどう選んだのか。きちんと考えて人事を決めたのか。

A: 昔から審議会で行政と関わっていた人は、事務局から案が出てくるのだろうと思っていたと思う。しかし、この場では事務局から案を出すのは適切でないと考えていた。

人選については、主査等はその道の大御所に集まってもらうこととしていた。さらに地震学で著名であり、反原子力派でもある石橋先生にも入ってもらうことにした。

Q: 主査はどうやって決めたのか。仕切れる人でないと困るはずだが。

A: どう選んだかは、自分は知らない。

Q: 原子力安全委員長などの関与は？

【取扱い厳重注意】

A：松浦委員長はあまり出席しなかったが、他の委員は出ていた。松浦氏の次の鈴木篤之委員長はよく出席していた。しかし、あまり発言しないようにしていたようであった。

耐震指針分科会報告のサブコメではかなりの意見が寄せられたが、鈴木委員長自ら修正は最小限にするよう要望された。傍聴人からは横暴というコメントがあったようだ。

一部の委員には、議論そのものが楽しく、いつまでも議論していきたいとの雰囲気があった。これに対しては、一旦まとめてバックチェックをさせたいとして説得した。分科会の議論は何度もループしたが、地震随伴事象についてはあまり議論はなかった。

Q：原子力安全委員会の委員は常勤か。何をしているのか。

A：そのとおり。今は緊急時なので異なるが、これまでは安全審査そのものに関わるとともに、さまざまな指針作りや安全規制の今後の在り方などについて XXXXXXXXXX いた。

Q：分科会には、任せた以上…

A：口は挟みたくないなど。ただし、分科会の会合会合の間で集まって意見を言われたりすることはあった。

3. 耐震設計審査指針の表現ぶりの解釈

Q：第34回分科会で事務局から指針文案の提案があり、36回のときに「将来」の解釈が曖昧なことから「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても……」と表現が修正された。なぜこのような修正を行ったのか。

A：供用期間中に必ずあるものが来るということで、対策を求める必要があると考えた。地震と同じ発想である。施設はせいぜい100年間しか建っていないので、その間に確率的に来ないようなものは無視するという考え方もあったが、津波についてはもっと長いスパンで来そうなものにはすべて備えるという考え方を採った。

Q：第34回、36回の文案は事務局の作文によるものか。

A：そのとおり。文章案を提示しないとコメントをもらえなかったので、過去発生云々といった土木学会の考え方のエッセンスを採り入れつつ、地震の書きぶりとの整合も考えて作文した。

Q：「極めてまれ」という文言について、具体的にどのようなイメージを持たれていたか。

A：供用期間がせいぜい100年程度であるのに対し、それを数ケタ超える1万～10万年をイメージとして持っていた。

Q：極めてまれの意味するところについては議論はなかったが、委員も同じイメージを共有していたと考えるか。

A：確率論の専門家は、 10^{-4} オーダーとの共通認識を持っていたと思う。つまり1万年に一度という意味である。

Q：あなたは土木学会の津波評価技術2002の内容をご存じか。

A：詳しくは知らないが、分科会で紹介した内容くらいには知っている。

【取扱い厳重注意】

Q: 痕跡記録として過去高々300年くらいの記録から津波を想定するものである。先ほどの「極めてまれ」の解釈とはかなり違うものと考えられるが。

A: 土木学会の方法がすべてではない。最新知見を重ね合わせて評価すべきものである。文献は無くとも、地形的に痕跡が残るとかがある。

Q: 土木学会ではそういう情報は一切排除している。かつ、土木学会の方法は、当時の最先端の評価方法であった。

A: はあ…

耐震指針は、土木学会のものさえ見ていけばよいとしたものではない。

Q: しかし耐震バックチェックのバックチェックルール（ヒアリング時には「手引き」と波発言）で土木学会以外の何か書かれていたかというところ…

A: 保安院の指示文書は事前に見せてもらった。明示的に土木学会と書いていたわけではないが、少なくとも、こうやるのだという内容のものだと思った。

Q: 指示文書の内容は、原安委でチェックされたのか。

A: 事前に相談はあった。そのため、原安委の指示の翌日付けで保安院から事業者に指示ができた。内容について細かく指示はしていないが、保安院側ではちょうど原安委から異動した名倉が担当しており、彼から説明を受けた。

Q: 原安委で土木学会の方法を引用して耐震指針をつくった名倉氏が、保安院でも土木学会の内容をもとにバックチェックルールを作ったということになる。これは、事務局では土木学会の方法で評価すればよいと解釈していたということではないのか。

A: 原安委では「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」も作っていて、津波に対する安全性評価について解説を書いている…

Q: それも土木学会と同じ内容ではないか。つまり、津波の不確実性について、パラメータスタディまでしか考えていない。何が最新知見であることを示していないというか、土木学会の手法を最新知見であるとしているのではないのか。

A: そうかも知れない。何か想定があったかについては、わからない。

Q: 既往津波に貞観津波を含めるかについて、含めないのが土木学会の方法であり、この方法でバックチェックをしても福島第一を襲った津波を計算することはできない。

A: 今考えてみると…わからないですね。保安院側ではそういう意見が出ていたという話を、後で聞いたが。

4. 原子力安全委員会としての今後の改善点

Q: 今回の津波被害を防げなかったのはなぜだと考えるか。原安委として、改善すべき点をどう考えているか。

A: 委員には違う意見もあるかもしれないが、事故現場の検討が必要である。地震が来て、その後に津波が来たが、地震動に耐えられたのかどうかは検証する必要がある。津波については、福島第一では、想定を超える波が来て、XXXXXXXXXX配置の按配などで助か

【取扱い厳重注意】

ったものもあったが、1~6号機のほとんどすべてが機能喪失した。これは多重防護が守られていなかったということであり、見直しが必要である。

Q: 原安委は、必要な機能を果たしていなかったのか。

A: 指針を [REDACTED] というやり方がよかったのかという議論はあるのではないかと思う。古い発電施設について、新知見に照らして問題ないかどうかのチェックが不十分だったかもしれない。津波については波の重なり合いの問題があり、想定の方がよかったのかという問題がある。波が来て、その後波が引けば安全機能が失われないということならよかったのだが、そここのところの詰めが甘かった。水密構造を義務付けていればよかったかもしれない。

Q: かも知れないではなく、そこが原因である。なぜ原安委は義務付けをしなかったのか。

A: そういう観点の審査もしていたが、古い施設に対する目配せが不十分であった。

Q: 問題点には気づいていたということか。

A: 津波についてろくに審査していないものがあり…

Q: 保安院に審査しろと言わなかったのはなぜか。

A: だから、耐震バックチェックで良い機会だからやらせようとしていたということである。ただ、耐震性評価が優先で、津波は後回しにはなっていたが。

Q: 地震・地震動 WG では津波の重要性は認識されていたが、親分科会では津波の議論はなかった。議論の直前に大きな地震があったため、地震動に関心が行ったのも理解できないわけではないが、どちらも重要な問題のはずである。なぜそういう議論にならなかったのか。

A: 津波を軽んじていたわけではない。議論の結果として、耐震指針の書きぶりになったと考えている委員もいると思う。また、このような文書は、テキストの分量が少ないから怪しからんという性質のものではない。とにかく津波が指針に明記されたので安心されたのではないか。津波について、書くなという委員はもちろんいなかったが、書き足りないという指摘をする人もなかった。

指針はミニマム・リクエイアメントであり、審査は指針だけに基づいて行われるわけではない。そしてサイトごとの固有地形や気象などの問題は個別具体的に考えないといけないので、津波についても最大公約数的な内容のみ頭出しとして書き込んだ。

Q: 東京電力はすでに前倒しで耐震バックチェック要求をクリアするような内容の対策を行っていたが、3月11日の津波は防ぎきれなかった。指針の書きぶりに問題があったとは考えられないのか。

A: バックチェックは最終判断には至っていなかったが…仮定の話だが、5.7mでバックチェックを通過していたかは今となってはわからない。

5. その他

【取扱い厳重注意】

Q：耐震指針で津波を頭出しし、議論の枠組みをつくったのは良しとして、最新知見を踏まえて特に重要機器に影響を与えないようにするということが具体的にどういうことなのか、が整理されていなかったのが問題。津波対策の一般論としては、想定津波を超える津波の可能性があり、それに対しては避難でということになっているが、原発について、このことをどう整理されたのか。

A：WGでの例示は「良い例」を示したものであったが、そういった良好な対策を実現するためには、基本設計段階からきちんと考えてもらう必要があり、少なくとも指針に書く必要があると考えていた。指針に津波のことが書いてあれば、詳細設計で具体的な津波対策について考えてもらえるだろうということである。

Q：耐震指針の書きぶり自体は抽象的な文言でよいと考えるが、その背景の議論の内容が実際の安全審査の際に効いてくる。このときは、議論が足りていなかったのではないか。最新技術に基づく評価波高を少しでも超えた高さに建設すれば絶対安全なのか、そこまでの安全は担保されず追加的な対策が必要なのか等について議論がなかったように思える。そういう議論をしていれば、実際のバックチェックの指示内容などももう少し変わったものになっていたのではないか。

A：第7回WGでは高台の設置を基本とし、水密にせよとしている。びた一文想定の高さを超えることがないとはしていない。

Q：それは「非常用海水ポンプの据付高さが低く、かつ屋外に設置している場合は、電動機を保護するために隔壁に水密扉等を設け海水の浸入を防止すべき」とあるだけで…

A：それは水をかぶってしまったときのことを想定してそう書いたということである。

Q：津波による最大水位とはどういうものなのかを議論したとは言えない。首藤先生が議論に参加されていれば異なった議論、例えば真の最大波高は誰にもわからないものであり、算定高さより高いところに設置する場合であっても、非常用海水ポンプは建屋内に格納せよとかといった内容になっていたはずである。そういう議論が分科会でなされていれば、バックチェックの依頼のやり方も変わっていたであろうし、タイミング的には、そういう議論をするに足る知見は間に合っていたはずである。

A：WGで知見の整理を行い、WGに所属する委員がすべて入った分科会で議論してコンセンサスを得た結果である。当時おさがりした原子力安全委員の限界だったのかもしれない。

Q：そうであろう。しかし「当時選んだ委員」での限界だったのであって、別の委員を選んていれば異なる結果もあったのではないか。

A：そこまで考えていたかどうか。当時なり、集めた委員なりの議論はしてもらったはずである。

Q：判断は委員の先生次第というのも理解できなくはないが、事務局も相当の増員をしている。事務局員の使い方も重要だったのではないか。あるいは、そもそも十分な能力の職員がいたのかどうか。

【取扱い厳重注意】

- A: 耐震部分については、重要度分類や基準地震動の設定について、技術参与に頑張ってもらった。彼らは津波の専門家であったかという、そうではなかった。
- Q: 津波の基準作りでは、工学系と理学系の論争もあったが、技術参与は工学系の人だけだった。
- A: 理学系で原子力のわかる人はおらず、公募しても応募がない。理学部分は分科会等の専門委員の見聞しか使えるものがなかった。工学系分野についても、事務局員は専門委員を説き伏せること[]はなかった。
- Q: 原安委の状況はわかったが、それで国民の信頼を得ることができるのか。
- A: 5人の委員も全知全能ではないし、事務局員も情報収集が限界。どれだけ最新知見への感度を高められるかが重要であろう。
- Q: あなたを含めた事務局員は、学会などには行っているのか。
- A: 行っている人もいる。
- Q: 津波評価技術 2002 をきちんと理解している人はいるのか。
- A: 技術参与[]は知っていたかも知れない。
- Q: 最新知見と一口に言うが、何をもって最新と言っているのか。
- A: 何か議論されているときには、委員の先生方が駆け回って情報を集めてくる。そうでないときには、事務局には文献調査を行う余裕はないが、JNES から情報を取ったり、地震調査本部の議論を傍聴したりということをしていて。先生方も、中防会議を兼任していてそちらの情報を取ったりということをしていて。事務局員は研究者でなく雑務も多く、最新知見を収集する体制として万全とは言えなかった。
- Q: JNES の能力は十分か。
- A: 助けになっている。JAEA も助けになっている。JNES や JAEA から委員を出してもらっている。
- Q: JNES などとは直接のつながりはあるのか。
- A: JAEA や放医研には委託研究を実施してもらっている。JNES は応募してこない。むしろ JNES は委託元になっている。原子力安全技術センターも受託してくれている。
- Q: 旧科技厅ではどこの部署が原安委の事務局になっていたのか。
- A: 原子力安全局の原子力安全調査室。通産省の人に併任をかけていた。
- Q: 原安委の機能は、昔より良くなったのか。
- A: あまり良くなっていない。独立性の関係から返って人手不足になった。科技厅自体は原子力安全局に 150~200 人の職員がおり、[]の安全審査をやっている、対通産省では今よりも発言力があつた。
- Q: 科技厅と通産省の緊張関係の方が、返ってよかつたということか。
- A: そう思う。今は文科省では原子力にはそれほど力が入っていない。そのため、現在原安委事務局（に出向している文科省職員）には、原子力工学科卒は一人もいない。原子力工学科卒職員は、むしろ教育などの分野で活躍中である。

【取扱い厳重注意】

指針について、いつまでも原安委で作らないといけないのかと思う。人員も多く JNES も持っている保安院で作ってもよいと思う。5年かかって耐震指針を作っていたときも、保安院は邪魔こそしないものの横で見ただけであった。

Q：指針の名のもとに、事実上の基準作りが原安委に来ていたということか。

A：そのとおり。行政庁審査も、昔は行政官単独で行ったが、今は外部専門家を入れて行っている。一次[]庁との審査[]の奪い合いになっているし、二次審査が形骸化しているとの批判もある。指針には合っているとして一次[]庁から持ってこられると、それ以上の要求は難しいということもあって、二次審査システムは形骸化している。

津波指針を作ればとの意見もあるが、マンパワー的に困難だったし、地震ほど差し迫った問題でもなかった。スマトラ沖地震のときにも、原子力とつなげて考えられればよかったのだが、そうはできなかった。

Q：スマトラ沖地震の際の原安委内の反応はどうであったか。

A：話題には…にもならなかった。あれはあれ、日本は日本という感じで、インドの原発では被害があったようだが、インドでは津波対策などなされていないだろうし、日本は耐震バックチェックをやるからそれでよいだろうという雰囲気だった。分科会でも、スマトラ沖地震については雑談すらなかった。

Q：他に持参した資料があれば説明してください。

A：石橋委員の「科学」誌の「原子力発電所の耐震設計審査指針改訂の諸問題」という論文を提供したい。この論文では、地震動については問題を指摘しているが、随件事象について[]指針の改訂に当たり、石橋委員の意見のほとんどを採り入れたと認識している。石橋委員は、最も発言の多い委員だったが、もともと安全審査に関わっていないので何を審査しているのか確かめたかったのではないかと思う。